

令和7年度 阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会 事業計画（案）について

1 現状及び方針

阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律59号）に基づき、令和元年7月19日付けで阿武隈急行沿線地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）を策定している。

網形成計画では基本理念である「生活と交流に欠かせない基幹インフラとして、『地域と共にあり』『地域をつなぐ』公共交通ネットワークの構築」を目指していることから、引き続き地域と連携した観光資源の創出、阿武隈急行線自体の魅力向上及び情報発信等の利用促進に取り組み、度重なる災害や新型コロナウィルス感染症の影響により大きく減少した輸送の回復に取り組む。

また、協議会分科会である阿武隈急行線在り方検討会において抜本的な経営改善策等の検討を行い、令和7年3月に「阿武隈急行線在り方検討会 提言」が取りまとめられたことから、阿武隈急行再生支援協議会に報告するとともに、提言内容の実現に向けて「阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会」を設置して、議論を継続する。

2 事業内容

（1）協議会の運営

- ① 協議会 2回程度開催
- ② 幹事会 2回程度開催
- ③ 阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会 6回程度開催

（2）主な事業内容

- ① 地域公共交通網形成計画の実施に関する協議及び連絡調整
 - 沿線市町との連絡調整
 - 阿武隈急行沿線開発推進協議会との連絡調整
 - その他の関係機関、関係団体との連絡調整
- ② 「阿武隈急行線在り方検討会 提言」の阿武隈急行線再生支援協議会への報告

資料 4

- ③ 協議会分科会として「阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会」を設置し、上記提言の取組の実現に向けた調査・検討を実施
- ④ その他必要な事業